

令和3年度

第1回寝屋川市建築審査会

会 議 録

令和 3 年度 第 1 回 寝屋川市建築審査会

日時：令和 3 年 11 月 4 日(木)

午後 1 時 30 分から

場所：議会棟 5 階第 2 委員会室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 建築審査会に同意を求めるもの

ア 建築基準法第 48 条第 3 項ただし書きの許可申請について	1 件
イ 建築基準法第 48 条第 4 項ただし書きの許可申請について	2 件
ウ 建築基準法第 48 条第 5 項ただし書きの許可申請について	1 件

(2) 建築審査会に報告するもの

建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可における建築審査会一括同意基準に基づき、 先に建築許可したものの報告について	1 件
--	-----

3 閉 会

以 上

令和3年度 第1回寝屋川市建築審査会 会議録

1 日 時：令和3年11月4日(木) 午後1時30分～午後2時20分

2 場 所：寝屋川市役所議会棟5階 第2委員会室

3 出席者

会 長	植 村 興
会長代理	大 谷 由 紀 子
委 員	岩 本 い づ み
委 員	谷 本 雅 洋
委 員	白 川 清 司
委 員	板 谷 直 樹

行政庁	都市基盤整備部長	大 坪 信 幸
	学校教育部部長兼	
	施設給食課長	宮 永 稔 生
	都市基盤整備部次長兼	
	審査指導課長	竹 本 明 広
	同係長	山 本 健 太
	同係員	中 元 義 人
事務局	同係長	鍛 冶 博 之

4 欠席者 委 員 若 本 和 仁

5 傍聴人 な し

6 会議事項 別紙のとおり

7 会議録署名委員 (寝屋川市建築審査会議事規則第5条第2項)

委 員

委 員

令和3年度第1回寝屋川市建築審査会会議録

(13 : 30)

事務局

【開会】

大変お待たせいたしました。

只今より令和3年度第1回建築審査会を開催いたします。本日は何かと多忙のところ、当審査会にご出席を賜り誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、審査指導課の鍛冶でございます。

本日は、若本委員より、事前にご欠席の連絡がありましたが、委員7名中6名のご出席をいただいておりますので、寝屋川市建築審査会条例第4条第2項の開催要件を満たしております。続きまして、寝屋川市建築審査会議事規則第5条第2項の規定により、会議録の署名委員の件でございますが、本日の会議録の署名委員は谷本委員と岩本委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【了承を確認】

ありがとうございます。それでは、資料のご確認からお願いいたします。はじめに議事次第でございます。続いて、ファイルが2冊ございまして、水色ファイルの議案第1号～第4号、黄色ファイルの報告案件、ホッチキス留めの資料が1点ありまして、根拠法令等をおまとめしたものでございます。不足等ございませんでしょうか。それでは開会にあたりまして、都市基盤整備部次長兼審査指導課長の竹本よりご挨拶を申し上げます。

次長兼課長

審査指導課の竹本でございます。令和3年度第1回寝屋川市建築審査会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には大変お忙しいなか、またコロナ禍のなか、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。平素は本市の建築行政について、ご指導ご尽力を頂きまして厚くお礼申し上げます。案件としましては、法第48条第3項ただし書き許可に関する同意案件が1件。法第48条第4項ただし書き許可に関する同意案件が2件。法第48条第5項ただし

書き許可に関する同意案件が1件でございまして、法第48条ただし書き許可として計4件。並びに、法第43条第2項第2号許可に関する報告案件が1件でございます。詳細については後ほど事務局より、ご説明申し上げますので、各案件につきまして、委員皆様方の幅広い専門的な見地から、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

最後になりますが、昨年度より引き続き委員をお願いしております皆様におかれましては、改めて、お礼を申し上げまして、簡単ではございますが、開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

事務局 それでは早速議題に入りたいと思いますので、会長、議事進行のほどよろしく願いいたします。

会長 はい。それでは、議事を進行させていただきたいと思います。事務局、本日の案件について、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の案件といたしましては、当審査会においてご審議いただきます案件が4件、一括同意基準に基づき同意を得たものとして先に許可処分したものの報告が1件となっております。なお、当審査会につきましては、公開となっておりますので、傍聴者がいらっしゃいましたら、その都度、自由に出入りできるようになっております。また、議事録等も作成いたしますので、録音をさせていただきますこと、あわせてご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

行政庁 審査指導課の山本でございます。それでは、水色ファイルをお開き下さい。「議案第1号～第4号 建築基準法第48条ただし書きの規定による建築許可について」でございます。なお、議案第1号案件から第4号案件は申請内容や許可条件が類似していることから、一括して説明を行わせていただき、その後、それぞれの案件の質疑などをお受けしたいと思いますので、宜しく願いいたします。それでは、案件の詳細につきましては、担当よりご説明させていただきます。

行政庁 審査指導課の中元です。

これからご説明いたします議案は計4件ありまして、全て建築基準法第48条ただし書きに基づく許可による申請についてのものとなり

ます。これらの申請は、寝屋川市の政策である、今後の学校給食の基本方針による親子給食方式を行うために、許可が必要なものであり、4件全て令和3年9月2日付で受付を行い、令和3年9月8日付で消防同意もいただいております。申請者は寝屋川市長、広瀬慶輔となります。

それでは、議案第1号についてご説明いたします。申請地は、寝屋川市三井が丘3丁目380番4号、京阪香里園駅から南東へ約1.8kmの位置にある、寝屋川市立三井小学校の敷地内となります。次に、議案1号のインデックスの付いた8ページをご覧ください。スクリーン上の画面の色味とお手元の資料の色味が少し異なる部分もございますが、申請地より半径300m以内の地域を用途地域ごとに色分けしたのになります。大部分が黄緑色の第一種中高層住居専用地域となっており、北側の一部が濃い緑色の第一種低層住居専用地域、東側の一部が薄い黄色の第一種住居地域、南側の一部がピンク色の近隣商業地域という住環境にあります。半径300メートルの区域を示しております理由としましては、近隣住民からの公開による意見の聴取、公聴会の対象となる範囲が、申請地の中心から300メートルの範囲となっているためでございます。次に、9ページをご覧ください。申請地より半径300m以内の地域を建物用途ごとに色分けしたのになります。ほとんどが黄色の団地などの住居系の施設であり、一部が赤色の商業施設と緑色の公益施設がある状況でございます。続いて配置図でございます。黒枠部分が三井小学校の敷地内にして、既存の給食調理棟に赤色で示した部分の増改築工事を行います。次に建築基準法第48条についてご説明いたします。根拠法令は、根拠法令資料集に掲載しておりますが、前方のスクリーンで説明いたしますので、ご覧下さい。画面では、建築基準法第48条の条文を抜粋して表示しております。申請地がある第一種中高層住居専用地域内においては、別表第2(は)項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはなりません。ただし、特定行政庁が第一種中高層住居専用地域における良好な住居の環境を

害するおそれのないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りではないとありまして、用途地域の規制に不適合となる用途の建築物を建築する場合には、ただし書の規定による許可が必要となります。また、第48条第15項につきましては、「特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害を有する者の出頭を求めて公開により意見を聴取し、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。」となっていることから、今回建築審査会にてご審議いただく運びとなったものでございまして、議案第2号から第4号についても同様の許可条件となっております。次に作業内容についてご説明いたします。現在の給食調理棟は、三井小学校の敷地内で消費される給食のみ調理を行っています。新たに計画される給食調理施設は敷地外の最寄りの中学校への配食も行うものであり、複数の学校を対象とした給食調理施設については、建築基準法上、『工場』の用途として取扱いを行います。別表第2（は）項に列記のない『工場』は、申請地では建築ができないために、建築基準法第48条ただし書きに基づく許可の申請が必要になります。次に搬出入経路になります。申請地の三井小学校から北へ約800mの位置にある第十中学校へ配食を行うための搬出入経路になり、小学校で作られた給食を午前中に中学校へ配送し、午後に小学校に戻ってくるという形で、一日一往復での搬出入を行う計画となります。次に計画概要ですが、青枠部分の既存給食調理棟は、鉄骨造、平屋建て、建築面積及び延床面積は275.89平方メートルとなっており、赤枠の申請部分である増築部分の建築面積は36.75平方メートル、延床面積は40.97平方メートルとなります。次に給食調理棟の平面詳細図になります。黄色部分の調理室、休憩室、倉庫が既存でございまして、赤色部分の搬出用のコンテナ洗浄室、プラットフォーム、その他湯沸室を増改築する計画でございまして。次に給食調理棟の立面図になり、赤枠破線部分が増築部分でございまして。次に給食調理棟の断面図になり、赤枠破線部分が増築部分で

ございます。最後に、公聴会についてですが、日時は令和3年10月14日、木曜日、午後6時30分から、申請地である寝屋川市立三井小学校の体育館にて開催いたしました。その時の参集者は、利害関係者となる近隣住民か11名の参加がございました。住民からの意見としては、「親子給食となることについては、子どもたちのためにも賛成である。」というご意見や、「給食を運ぶ搬出入経路の時間帯や往復する回数など」についてのご質問があり、担当部局からの回答としては「搬出入の時間帯としては、午前11時頃に小学校から中学校へ出発し、午後2時頃に中学校から小学校へ戻ってくるという、往復回数としては1回のみ。」という回答がございました。以上で、議案第1号の申請の内容の説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案第2号についてご説明いたします。申請地は、寝屋川市田井西町250番地、京阪香里園駅から南西へ約1.0kmの位置にある、寝屋川市立田井小学校の敷地内となります。次に、議案2号のインデックスの付いた8ページをご覧ください。スクリーン上の画面の色味とお手元の資料の色味が少し異なる部分もございますが、申請地より半径300m以内の地域を用途地域ごとに色分けしたものになります。主にうす黄緑色の第二種中高層住居専用地域、黄色部分の第一種住居地域、一部ピンク色の近隣商業地域、青色の準工業地域という住環境にあります。次に、9ページをご覧ください。申請地より半径300m以内の地域を建物用途ごとに色分けしたものになります。主に黄色の住居系の施設であり、一部赤色の商業施設等があります。続いて配置図でございます。黒枠部分の田井小学校の敷地内にある、既存の給食調理棟に赤色部分の増築工事と一部改修工事を行います。次に搬出入経路になります。申請地の寝屋川市立田井小学校から北東へ約500mの位置にある寝屋川市立第三中学校へ配食を行うための搬出入経路になり、先ほどと同様の時間帯で学校給食を一日一往復での搬出入を行う計画となります。次に計画概要についてご説明いたします。既存給食調理棟は青枠部分で鉄骨造、平屋建て、建築面積及び

延床面積は276.77平方メートルとなります。赤枠の申請部分の増築の建築面積は134.26平方メートル、延床面積は84.27平方メートルとなります。次に給食調理棟の平面詳細図になります。黄色部分の調理室、休憩室、倉庫が既存でございまして、赤色部分の搬出用のプラットフォーム、その他アレルギー調理室、校舎と連結する渡り廊下等を増改築する計画でございまして、次に給食調理棟の立面図になり、赤枠破線部分が増築部分となっております。次に給食調理棟の断面図になり、赤枠破線部分が増築部分となっております。最後に、公開による意見の聴取、公聴会についてですが、令和3年10月13日、水曜日、午後6時30分から、申請地である寝屋川市立田井小学校の体育館にて開催いたしました。その時の参集者は、利害関係者となる近隣住民から1名の参加がございまして、意見等は特になしでございました。以上で、議案第2号の申請の内容の説明を終わらせていただきます。

引き続き、議案第3号についてご説明いたします。申請地は、寝屋川市高柳六丁目730番地、京阪寝屋川市駅から西へ約1.5kmの位置にある、寝屋川市立啓明小学校の敷地内になります。次に、議案3号のインデックスの付いた8ページをご覧ください。申請地より半径300m以内の地域を用途地域ごとに色分けしたものになりまして、すべて第二種中高層住居専用地域内に属する住環境にあります。次に、9ページをご覧ください。申請地より半径300m以内の地域を建物用途ごとに色分けしたことになります。主に黄色の住居系の施設であり、一部青色の工業施設、ピンク色の商業施設等が建ち並んでいます。続いて配置図でございまして、黒枠の啓明小学校の敷地内にある、既存の給食調理棟の赤枠部分が増築工事と一部改修工事を行います。次に搬出入経路になります。申請地の寝屋川市立啓明小学校から東へ約400mの位置にある寝屋川市立第九中学校へ配食を行うための搬出入経路になり、先ほどと同様の時間帯で、学校給食を一日一往復での搬出入を行う計画になります。次に計画概要についてご説明いたしま

す。青枠部分が、既存給食調理棟は鉄骨造、平屋建て、建築面積は263.52平方メートル、延床面積は262.00平方メートルとなり、赤枠部分が、増築部分の建築面積は70.73平方メートル、延床面積は59.29平方メートルとなります。次に給食調理棟の平面詳細図になります。黄色部分の調理室、休憩室、倉庫が既存でございまして、赤色の搬出用のコンテナ室、コンテナ洗浄室、プラットフォーム、その他アレルギー調理室や検収室等を増改築する計画でございまして、次に給食調理棟の立面図と断面図でございまして、赤枠破線部分が増築となります。最後に、公聴会についてですが、令和3年10月11日、月曜日、午後6時30分から、申請地である寝屋川市立啓明小学校の体育館にて開催いたしました。その時の参集者は、利害関係者となる近隣住民から4名の参加がございました。住民からの意見としましては、配送する時間帯や、今後の工事までの流れ等についてのご意見がありました。以上で、議案第3号の申請の内容の説明を終わらせていただきます。

最後に、議案第4号についてご説明いたします。申請地は、寝屋川市池田新町608番、他10筆、京阪寝屋川市駅から北西へ約1.3kmの位置にある、寝屋川市立桜小学校の敷地内になります。次に、議案4号のインデックスの付いた8ページをご覧ください。スクリーン上の画面の色味とお手元の資料の色味が少し異なる部分もございしますが、申請地より半径300m以内の地域を用途地域ごとに色分けしたのになります。西側に青色の準工業地域、中央に黄色の第一種住居地域、東側の緑色が第二種中高層住居専用地域、最も南側の一部が第二種住居地域という住環境にあります。申請地は、準工業地域と第一種住居地域と2つの用途地域が渡るものになりますが、過半を第一種住居地域が占めており、法文上、過半を属する地域に対して、48条ただし書きの規定が適用されるものとなります。次に、9ページをご覧ください。申請地より半径300m以内の地域を建物用途ごとに色分けしたのになります。主に黄色の住居系の施設であり、一部青色の工

場、赤色のオフィスや店舗等の商業施設等が建ち並んでいます。続いて配置図でございます。黒枠の桜小学校の敷地内にある、既存の給食調理棟に赤枠部分の増築工事と一部改修工事を行います。次に搬出入経路になります。申請地の寝屋川市立桜小学校から南へ約 400m の位置にある寝屋川市立第九中学校へ配食を行うための搬出入経路になり、学校給食を他の学校と同様に一日一往復での搬出入を行う計画になります。次に計画概要でございます。青枠の既存給食調理棟は鉄骨造、平屋建て、建築面積及び延床面積は 386.326 平方メートルとなっており、赤枠の申請部分である増築の建築面積及び延床面積は 32.65 平方メートルとなります。次に給食調理棟の平面詳細図になります。黄色部分の調理室、休憩室、倉庫が既存でございまして、赤色部分の搬出用のコンテナ室、コンテナ洗浄室、プラットフォーム、その他アレルギー調理室や風除室を増改築する計画でございます。次に給食調理棟の立面図になっており、赤枠破線部分が増改築部分でございます。次に給食調理棟の断面図になっており、赤枠破線部分が増改築部分でございます。最後に、公聴会についてですが、令和 3 年 10 月 12 日、火曜日、午後 6 時 30 分から、申請地である寝屋川市立桜小学校の体育館にて開催いたしました。その時の参集者は、利害関係者となる近隣住民から 3 名の参加がございました。住民からの意見としましては、配送ルートの確認や、今後の工事計画のご意見をいただきました。以上で、議案第 4 号の申請の内容の説明を終わらせていただきます。

今回の全 4 件の申請内容としては、いずれの小学校においても増改築部分の面積は小さく、配送ルートも短いこと、また広聴会でいただいた意見を考慮しましても、周辺への住環境を悪化させるおそれがないものであると思われ、今後の寝屋川市における学校給食においても必要不可欠な施設であると考えられることから、許可をおこなっても支障がないものと、判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。蛇足ですが、現在、日本では小学校ではほとんどが自校方式の学校給食で、2～3年前から中学校においても、学校給食をとりいれようという動きがありますが、中学校には自前の給食調理施設がないため、3つの方式があるようですが、中学校に新たに給食施設を作る自校方式のかたち、あるいはセントラルキッチン、センター方式のような大きな給食調理工場を作り、そこから配送するかたち、それから今回審議にかかっている親子方式とよばれる、小学校の給食調理施設のキャパシティを増やして、小学校で作った給食を中学校へ配送するというかたちがあるんですね。そうすると、今までは自前だけの給食調理施設であれば、用途上「学校」であり、問題なかったものが、他校の分も給食を作り、配送するとなると、用途上「工場」という扱いになることから、今回のような住居系の用途地域では建築できませんが、建築審査会に諮り、許可を得れば、建築できるということです。今回は審議案件として、4件ありますが、許可条件や内容がよく似ていることから、今回は4件すべて説明してもらった後に、ご意見やご質問をしてもらおうかたちとしました。何か、ご意見、ご質問はございますでしょうか？

委員

建築部局に聞くのがいいか、分かりませんが、教育委員会としては、今回の工事は一時的な工事としているのでしょうか？それとも2期、3期とまだ他の小学校でも同様の工事を続けていくのでしょうか？

部長

教育委員会、施設給食課の宮永でございます。

ご存知の方もいらっしゃるかとは思いますが、寝屋川市においては中学校が全12校ございます。今回の案件といたしましては、4校分を小学校から中学校へ配送するというもので、ご指摘いただいた残りの中学校につきましては、給食センターを別途作る計画がございまして、現在設計を進めているところでございます。ただ、その給食センターの計画地が用途地域としては準工業地域でございまして、用途地域上、工場を建築することができるものですので、今回の法第48条のただし書き許可のような、審査会に諮るような案件ではありません

	が、そのような形で計画を進めているとことです。スケジュールとしては、令和5年度中には、全校の中学校で、現在はデリバリー方式をとっておりますが、親子方式やセンター方式での運用方針を示させていただきます。
会長	はい。ありがとうございました。他に何かご意見等ございますか？
委員	先ほどのご説明の中で、4校とも小学校と中学校の間は1往復で配送するというお話でしたが、具体的にトラックは何台通行するのでしょうか？
部長	今の計画上では、各中学校で増加する給食の食数が概ね 400～500食でして、それを2トントラックで、食缶方式になるのですが、だいたい1往復で対応できるという想定をさせていただきます。
委員	1台で1往復ですか？
部長	はい。1台で1往復でございます。
会長	公聴会の参加人数が少なかったように思いますが、2トントラックでの1往復ということでしたが、通る道路も狭い道もあったり、かなり遠回りする道もあったと思いますので、そのあたりも慎重に運用を実施されたいと思います。はい、何かその他にございますでしょうか？
委員	増築によって工場の用途になるというお話でしたが、工場の用途として含まれるのはどこまでの範囲になるのでしょうか？給食調理場の部分なのか、それとも今回の増築する範囲だけなのか、そのあたりを教えていただきたいと思います。
行政庁	自校で給食を作り、その学校でのみ給食も消費する場合はあくまで、学校という用途になりますが、作ったものを近くの学校に運ぶという形になるとその給食調理施設が工場という用途になりますので、今回の場合においても、給食調理施設全体が工場という用途になります。
委員	センター方式の給食調理場ができて、今回の4校については、親子給食が継続されるという認識でよろしいでしょうか？

部長	はい。そのとおりでございます。
委員	残りの中学校については、センター方式で計画するというお話ですが、親子給食で対応する中学校においては、近くの小学校から配食されるので、温かい給食が提供されると思いますが、センター方式では、配食されるまでに時間がかかる中学校もあると思います。そのあたりはどのようにしてご対応されるのでしょうか？
部長	はい。確かに委員がおっしゃるとおり、配送までに時間がかかる中学校はできません。ただ、食缶を保温食缶にして保温性を高めたり、配送時間を極力短くするなどして、温かい状態を維持して給食を提供できるように努めてまいります。
委員	今回の審議案件の4件すべてが工場扱いになるというお話でしたが、今後、この場所で増改築工事などの計画がある場合は改めて公聴会の実施や建築審査会の審議を諮る必要があるのでしょうか？
行政庁	今回の敷地の範囲内で、一定の規模の増改築などであれば、今回のような、公聴会の実施や建築審査会での審議を諮らずに、許可することは可能でございます。
会長	その他に質問等ございませんでしょうか。 【質問等なし】 ご質問、ご意見ないようですので、議案第1号から第4号について同意することで、ご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	はい。ありがとうございます。異議なしと認め、議案第1号から第4号について同意することといたします。それでは、引き続いて、一括同意基準に基づき、先に建築許可したものの報告案件になります。事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは「法第43条第2項第2号許可」一括同意基準に基づき、許可いたしました1件について、担当よりご説明申し上げます。
行政庁	それでは、建築基準法第43条第2項第2号許可の報告案件に係る説明を始めさせていただきます。お手元の資料では、黄色のファイル

の報告案件資料でございます。今年度、ご報告いたします建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準により許可した案件は1件でございます。建築基準法第43条第2項第2号許可には、すでに、一括同意基準が1から6まで制定されております。今回許可いたしました案件につきましては、一括同意基準の3の要件を満たし、許可をおこなったものでございます。それでは、前方のスクリーンをご覧ください。まず、今回の案件は一括同意基準の3に基づく要件を満たし、許可を行なったもので、スクリーンにはその要件を示しております。お手元の資料では「一括同意基準3」のインデックス部分のページをお開きください。一括同意基準の3は「その敷地と道路の間に河川、運河その他これに類するものが存在する場合の建築物」に関する許可でございます。図で表しますと、スクリーン左側にありますように、赤色で表示した「申請地」と、青色で表示した道路との間に、里道や水路が位置しているため、接道要件を満たしておらず、この里道や水路を経由して道路に接続するものとなります。このとき経路する部分につきましては、占用許可の取得などを、許可の要件としております。それでは、今回の案件についてご説明いたします。お手元の資料では「報告第1号」のインデックスのついたページからでございます。報告第1号の位置はスクリーンの赤色で表示した部分でございます。次に、報告第1号の概要を、スクリーンに表示しておりますのでご覧ください。申請者は大和財託株式会社、代表取締役藤原正明。申請地は寝屋川市中神田町407番3の一部、工事の概要としましては、共同住宅の新築工事を行うものでございます。赤色で表示した部分が「申請地」で、ございます。続いて、申請地を東側から撮影した写真ですが、「申請地」と法第42条第2項道路との間には、「里道及び水路」があるため、「通路橋」を経由して道路に接続することにより、許可を行ったものでございます。以上で、建築基準法第43条第2項第2号一括同意基準で許可致しました、案件の報告を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。ただいまの報告につきまして、ご質

	問、ご意見等はございませんでしょうか。
委員	水路などをまたぐ通路橋ということで、緊急車両などが通行する場合でも、大丈夫な強度になっているのでしょうか？
行政庁	手前の道路にも車両などが据え付けることができる形態にもなっておりますし、仮に通路橋を通行するとしても、安全上、支障ないものと判断しております。
会長	前のスクリーン上では、里道及び水路を一括したかたちでの説明でしたが、地図や登記簿上ではしっかりした区別ができていますでしょうか？
行政庁	２ページ目の配置図でもご確認いただけるかとは思いますが、写真では里道及び水路というかたちでのご説明をさせていただきましたが、図面上でも分かるとおり、北側が里道部分で、南側が水路部分というかたちで明確に区分されております。また里道・水路ともに寝屋川市が管理しているものでございまして、占用許可なども取得しております。
会長	一括同意基準に基づく許可案件として、報告されるものは毎年ありますが、中には許可ができないような、相談案件もあるのですか？
行政庁	基本的には、一括同意基準を定めておりますので、この基準に適合していれば、許可できるものと考えております。多くは今回の報告案件のような市が管理している水路や里道をまたぐケースが多いのですが、例えば、誰が持っているか分からない土地をまたいでの場合などは基本的には許可できないということになります。事例としてはかなり少ないように思います。
会長	はい。ありがとうございます。他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。 (質問等なし)
	ないようですので、今回の報告内容について、了承することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。

会長	異議なしと認め、報告内容について了承することといたします。
	引き続いて、その他になりますが、事務局より何かありませんか。
事務局	特にありません。
会長	以上で本日のすべての案件が終了いたしました。事務局からの事務連絡は特に無いようですので、これにて令和３年度第１回寝屋川市建築審査会を閉会いたします。
事務局	それでは、閉会にあたりまして、都市基盤整備部長の大坪よりご挨拶を申し上げます。
部長	都市基盤整備部の大坪でございます。本日は、公私ともご多忙の中、令和３年度第１回寝屋川市建築審査会にご出席いただき、また慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。いずれの案件におきましても、ご同意、ご了承を賜りまして、お礼申し上げます。今後とも、建築基準法に規定する許可等に伴います同意等についてご審議していただく際には、各委員の皆様からの一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。
事務局	以上をもちまして、本日の建築審査会を終了いたします。本日は、ありがとうございました。
(14 : 20)	【閉会】
	以上
	会議時間 50 分